

## 王寺町広報「王伸」 広告掲載の取扱いに関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、王寺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、王寺町（以下「町」という。）が作成する広報「王伸」への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格)

第2条 広告の規格は、1件当たり縦47ミリメートル横87ミリメートル（以下「1号広告」という。）とする。ただし、必要に応じ1号広告の2倍の規格（以下「2号広告」という。）とすることができる。

### (掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち、町が指定した位置とする。

### (掲載)

第4条 広告を掲載する枠数は、1号広告で4枠以内とする。ただし、広報紙編集発行上、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 連続して広告を掲載するときは、最長で6月までとする。ただし、連続した7月目の広告枠において、広告掲載希望者がいないときは、さらに掲載することができ、8月目以降についても同様とする。

### (掲載料)

第5条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1号広告1件当たり10,000円、2号広告1件当たり20,000円とする。

### (広告内容等)

第6条 広告のデザインおよび内容は、広報「王伸」のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

### (広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、王寺町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする版下（完全な原稿をいう。）を添えて、掲載を希望する広報の発行月の前々月の25日までに町長に提出しなければならない。

### (その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

### 付則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。